

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則(57)	2
児童手当事務取扱細則の一部を改正する規則(58)	3
江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則(59)	3

◎告 示

江東区介護保険料の収納事務の私人委託について(165)	11
江東区国民健康保険料の収納事務の私人委託について(166)	11
特別区民税・都民税及び軽自動車税（種別割）の収納事務の私人委託について(167)	12
指定地域密着型サービス事業所の廃止について(171)	12
指定居宅介護支援事業所の廃止について(174)	13
保管自転車の処分について（令和4年4月下旬）(175)	13
第1回区議会臨時会の招集について(176)	13
特定商業施設変更届出書の縦覧について(177)	13
保管自転車の処分について（令和4年5月上旬）(178)	14
指定居宅介護支援事業所の指定について(182)	14
第2回区議会定例会の招集について(185)	14
指定居宅介護支援事業所の廃止について(186)	14
指定地域密着型サービス事業所の廃止について(187)	15
指定地域密着型サービス事業所の廃止について(188)	15
指定地域密着型サービス事業所の廃止について(189)	15
指定居宅介護支援事業所の廃止について(190)	15

指定地域密着型サービス事業所の廃止について(191)	16
指定地域密着型サービス事業所の廃止について(192)	16
指定地域密着型サービス事業所の指定について(193)	16

◎告 示（教）

令和4年第5回江東区教育委員会定例会の招集(10)	17
---------------------------	----

◎告 示（選）

選挙人名簿からの抹消(6)	18
選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数(7)	18
令和4年7月執行の参議院議員選挙におけるポスター掲示場の設置(8)	18

◎告 示（監）

令和3年度第4回定期監査の結果及び公表について(9)	35
----------------------------	----

◎区 議 会

区議会議決事項（令和4年第1回臨時会）	36
---------------------	----

規	則
---	---

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 5 月 2 7 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 5 7 号

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成 2 7 年 1 2 月江東区規則第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 2 4 の項を 2 5 の項とし、9 の項から 2 3 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、8 の項の次に次のように加える。

9	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 4 9 年東京都条例第 2 0 号）第 4 条の規定による受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
	心身障害者の医療費の助成に関する条例第 5 条の規定による医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
	心身障害者の医療費の助成に関する条例第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

別表第 2 の 1 の項中「第 1 4 条第 1 項若しくは」を「第 1 4 条第 1 項及び」に改め、「法律第 1 2 7 号」の次に「。以下「平成 1 9 年改正法」という。」を加え、「支給の実施又は」を「支給の実施並びに」に、「例によること」を「例によるもの」に、「支援給付若しくは」を「支援給付及び」に、「実施に」を「実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項（平成 1 9 年改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）並びに平成 2 5 年改正法附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第 1 4 条第 4 項の規定によりその例によるものとされ

る生活保護法第 2 4 条第 1 項の開始若しくは同条第 9 項の変更、同法第 2 5 条第 1 項の職権による開始若しくは同条第 2 項の職権による変更又は同法第 2 6 条の停止若しくは廃止に」に改め、同表中 5 4 の項を 5 5 の項とし、2 4 の項から 5 3 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、2 3 の項の次に次のように加える。

2 4	心身障害者の医療費の助成に関する条例第 4 条の規定による受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該受給資格者又は当該受給資格者が 2 0 歳未満の者の場合にあつては、その者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは組合員その他心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和 4 9 年東京都規則第 1 1 3 号）第 1 条の 6 に定める者（以下この項において「世帯主等」という。）があるときは当該世帯主等若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
		当該受給資格者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 条の自立支援給付の支給に関する情報
		当該受給資格者に係る児童福祉法第 2 4 条の 2 第 1 項の障害児入所給付費の支給に関する情報
		当該受給資格者に係る身体障害者手帳交付関係情報及び精神障害者保健福祉手帳交付関係情報
		当該受給資格者又は世帯主等若しくは扶養義務者に係る生活保護実施関係情報
		当該受給資格者又は世帯主等若しくは扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
		当該受給資格者又は世帯主等若しくは扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
		当該受給資格者又は世帯主等若しくは扶養義務者に係る医療保険各法（健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）、船員保険法（昭和 1 4 年法律第 7 3 号）、私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）、国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）をいう。以下同じ。）による保険給付の支給に関する情報
		当該受給資格者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

心身障害者の医療費の助成に関する条例第5条の規定による医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該受給資格者又は世帯主等若しくは扶養義務者に係る医療保険各法による保険給付の支給に関する情報
	当該受給資格者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
心身障害者の医療費の助成に関する条例第6条の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務	当該受給資格者又は世帯主等若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
	当該受給資格者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報
	当該受給資格者に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報
	当該受給資格者に係る身体障害者手帳交付関係情報及び精神障害者保健福祉手帳交付関係情報
	当該受給資格者又は世帯主等若しくは扶養義務者に係る生活保護実施関係情報
	当該受給資格者又は世帯主等若しくは扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
	当該受給資格者又は世帯主等若しくは扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
	当該受給資格者又は世帯主等若しくは扶養義務者に係る医療保険各法による保険給付の支給に関する情報
	当該受給資格者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

児童手当事務取扱細則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年5月27日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第58号

児童手当事務取扱細則の一部を改正する規則

児童手当事務取扱細則（昭和63年3月江東区規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「了解させる」を「理解できる」に、「講じる」を「講ずる」に改め、同条第3号中「請求書、届書等」を「受給資格者等から請求書、届書等」に、「又は届書等」を「、届書等」に、「記入」を「記録」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 受給資格者等から提出された請求書、届書等の受付及び審査に係る記録については、電子計算機等により記録すること。

第3条を次のように改める。

（記録、管理等をすべき情報）

第3条 区長は、次に掲げる情報を電子計算機等により記録し、適正に管理し及び利用するものとする。

(1) 児童手当受給者に関する情報（以下「児童手当受給者情報」という。）及び児童手当受給者に関する情報（施設等受給者用）（以下「児童手当受給者情報（施設等受給者用）」という。）（以下これらを「受給者情報」という。）

(2) 児童手当関係書類の返戻及び保留に関する情報（以下「返戻・保留情報」という。）

(3) 児童手当受給資格調査員証（省令第13条に規定する身分を示す証票をいう。）の交付に関する情報（以下「調査員証交付情報」という。）

(4) 父母指定者（法第4条第1項第2号に規定する父母指定者をいう。以下同じ。）の管理に関する情報（以下「父母指定者管理情報」という。）

2 受給者情報について、受給者が外国人であるときは、住民票の記載事項を確認した上、外国人である旨及び通称を記録する等、適正に整理するものとする。

第4条を削る。

第5条の見出しを「（調査員証交付情報）」に改め、同条中「調査員証交付簿」を「調査員証交付情報」に、「記入」を「記録」に改め、同条を第4条とする。

第6条の見出しを「（父母指定者管理情報）」に改め、同条中「法第4条第1項第2号に規定する父母指定者（以下「父母指定者」という。）」

を「父母指定者」に改め、「父母指定者管理台帳を作成し」を削り、「管理」を「記録」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条第 1 項中「第 1 条の 3」の次に「(省令第 15 条において準用する場合を含む。)」を加え、「父母指定者管理台帳」を「父母指定者管理情報」に、「記入」を「記録」に改め、同条第 2 項中「父母指定者管理台帳」を「父母指定者管理情報」に、「記入」を「記録」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 1 条の 4 第 1 項」の次に「(省令第 15 条において準用する場合を含む。)」を加え、同項第 1 号中「第 11 条」の次に「(省令第 15 条において準用する場合を含む。第 15 条第 1 項を除き、以下同じ。)」を加え、「備考欄」を削り、「記入」を「記録」に改め、同項第 2 号ア中「別記第 6 号様式」を作成し、当該請求書に「別記第 1 号様式」を作成し、当該通知書を「に」改め、同号アに次のただし書を加える。

ただし、添付書類が不足している場合は、原則として返戻はせず、保留することとし、イにより処理すること。

第 8 条第 1 項第 2 号イ中「別記第 7 号様式」を「別記第 2 号様式」に改め、同号ウ中「イの処理」を「イによる処理」に、「返戻・保留カードにその旨記入」を「返戻・保留情報にその旨を記録」に改め、同項第 3 号中「前号によって返戻したもの」を「前号の規定によって返戻した認定請求書」に改め、「又は」の次に「同号の規定による」を加え、「返戻・保留カード」を「返戻・保留情報」に、「記入」を「記録」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 認定請求書には、地方税関係情報、年金給付関係情報及び住民票関係情報の連携のために一般受給資格者の、地方税関係情報及び住民票関係情報の連携のためにその配偶者等(2人以上で請求に係る児童を養育している場合の配偶者、未成年後見人、父母等(請求者が父母指定者の場合に限る。))をいう。以下同じ。)の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。))第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を記載する必要があるが、当該個人番号の記載がないことのみをもって返戻又は保留はしないこと。

第 8 条第 2 項第 1 号中「現有公簿等」を「公簿等(番号利用法第 22 条第 1 項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることを含む。第 9 条第 2 項を除き、以下同じ。)」に改め、「すること」の次に「とし、次の点については、特に留意すること」を加え、同号に次のように加える。

ア 請求者のほかに請求に係る児童を監護し、かつ、生計を同じくする当該児童の父若しくは母、未成年後見人(法人を除く。)又は父母指定者がある場合は、必要に応じて、それら請求者以外の者についても法第 5 条第 1 項又は附則第 2 条第 1 項に規定する所得の状況の確認に努めること。

イ 請求に係る児童のうちに江東区の区域外に住所を有する児童(施設入所等児童(法第 3 条第 3 項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。))を除く。)があるときは、省令第 1 条の 4 第 2 項(省令第 15 条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)第 1 号の規定に基づき添付される当該児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの及び別居監護申立書その他の同項第 3 号の規定に基づき添付される書類により、当該児童と同居している者の状況等を確認すること。

ウ 請求に係る児童が日本国内に住所を有しない場合は、省令第 1 条(省令第 15 条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する理由に該当するか否かを、海外留学に関する申立書、留学先の学校の在学証明書、留学前の日本国内での居住状況が分かる書類その他の省令第 1 条の 4 第 2 項第 2 号の規定に基づき添付される書類により確認すること。

エ 請求者が未成年後見人として請求したときは、未成年後見人である旨の申立書、請求に係る児童の戸籍抄本その他の省令第 1 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき添付される書類により確認すること。

オ 請求者が父母指定者として請求したときは、父母指定者管理情報又は父母指定者指定届受領証、父母等の居住状況が分かる書類その他の省令第 1 条の 4 第 2 項第 5 号の規定に基づき添付される書類により確認す

ること。この場合において、父母指定者と請求に係る児童が別居しているときは、全寮制の学校の寮の入寮証明書その他の当該児童の状況が分かる書類の添付を求め、当該書類により同居が困難であることを確認するとともに、イにより確認すること。

カ 請求者が法第4条第4項の支給要件に該当する者(以下「同居父母」という。)として請求したときは、児童手当の受給資格に係る申立書及び当該申立に係る事実を証明する書類その他の省令第1条の4第2項第7号の規定に基づき添付される書類により確認すること。

キ 請求に係る児童が施設入所等児童に該当する者でないことを、都道府県等から提供される情報により確認すること。

ク 住民票上の住所地が江東区でない請求者が、配偶者からの暴力を理由に江東区に請求したときは、「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について」(平成24年3月31日付け雇児発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「児童虐待・DV通知」という。)の第二の1により支給要件を確認するほか、児童手当の受給資格に係る申立書又は生活の本拠が分かる書類等により実際の住所地を確認すること。

ケ 請求に係る児童が戸籍及び住民票に記載のない場合については、出生証明書により当該児童及びその母を確認するほか、戸籍及び住民票に記載の無い児童に関する申立書又は当該児童の生活の記録が分かる書類等により国内に居住している実態、請求者との監護要件及び生計要件等を確認すること。

コ 請求に係る児童のうちに3歳に満たない児童(法第6条第1項第1号イに規定する3歳に満たない児童をいう。)がない請求者については、健康保険証の写し等の添付書類又は公簿等による被用者又は被用者等でない者の別の確認を行う必要がないこと。

第8条第2項第2号中「前号」の次に「の規定」を、「行うこと」の次に「とし、特に前号イ又はエからカまでに該当する場合においては、父母等の住所地の区市町村に対して当該父母等の児童手当の受給状況の確認を行う等により、二重支給の防止を図ること」を加え、同条第3項各号列記以外の部分中「次に」を「、次に」に改め、同

項第1号中「児童手当受給者台帳」を「児童手当受給者情報」に、「記入」を「記録」に改め、同項第2号中「別記第8号様式」を「別記第3号様式」に、「受給者」を「請求者」に改め、同項第3号中「記入」を「記録」に改め、同項第5号中「の規定により」を「の規定により同居父母を」に、「当該規定により認定した者(以下「同居父母」という。)以外に児童」を「同居父母以外に請求に係る児童」に改め、「公務員」の次に「(法第17条第1項に規定する公務員をいう。以下同じ。)」を加え、「別記第9号様式」を「別記第4号様式」に改め、「すること」の次に「(当該同居父母以外の者が同居父母と異なる区市町村に住所を有する場合及び公務員として所属庁において児童手当を受給している場合に限る。)」を加え、同条第4項第1号中「記入」を「記録」に改め、同項第2号中「別記第10号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項各号列記以外の部分中「次により」を「前条第1項各号の例により」に改め、同項各号を削り、同条第2項第1号に後段として次のように加える。

この場合においては、省令第1条の2第1項に規定する短期間の委託が行われている者若しくは同条第2項から第4項までに規定する短期間の入所をしている者又は施設に通う者は施設入所等児童に該当しないこととなるので、特に留意すること。

第9条第3項第1号中「児童手当受給者台帳(施設等受給者用)」を「児童手当受給者情報(施設等受給者用)」に、「記入」を「記録」に改め、同項第2号中「別記第11号様式」を「別記第6号様式」に、「受給者」を「請求者」に改め、同項第3号中「記入」を「記録」に改め、同条第4項第1号中「記入」を「記録」に改め、同項第2号中「別記第12号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条を第8条とする。

第10条第1項各号列記以外の部分中「第2条第1項」の次に「(省令第15条において準用する場合を含む。)」を加え、同項第1号中「の備考欄」を削り、「記入」を「記録」に改め、同項第2号中「第8条第1項第2号」を「第7条第1項第2号」に改め、同条第2項中「内容」を「事項」に、「第8条第2項」を「第7条第2項(第1号アを除く。)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、被用者又は被用者等でない者の別に

については、公簿等（番号利用法第 2 2 条第 1 項の規定により当該事項を含む特定個人情報の提供を受けることを除く。）又は添付書類により確認するものとする。

第 1 0 条第 3 項第 1 号中「児童手当受給者台帳」を「児童手当受給者情報」に改め、「氏名」の次に「その他所要の事項」を加え、「記入」を「記録」に改め、同項第 2 号中「別記第 1 3 号様式」を「別記第 8 号様式」に、「受給者」を「請求者」に改め、同項第 3 号中「記入」を「記録」に改め、同条第 4 項第 1 号中「児童手当受給者台帳の備考欄」を「児童手当受給者情報」に、「記入」を「記録」に改め、同項第 2 号中「別記第 1 4 号様式」を「別記第 9 号様式」に、「受給者」を「請求者」に改め、同項第 3 号中「記入」を「記録」に改め、同条を第 9 条とする。

第 1 1 条第 1 項中「第 3 条第 1 項」の次に「（省令第 1 5 条において準用する場合を含む。）」を加え、「第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定の例により、」を「前条第 1 項の規定の例により処理し、額改定届の記載事項については同条第 2 項の規定の例により」に改め、同条第 2 項第 1 号中「児童手当受給者台帳の児童欄」を「児童手当受給者情報」に、「記載」及び「記入」を「記録」に改め、同項第 2 号中「受給者」を「届出者」に改め、同項第 3 号中「記入」を「記録」に改め、同条第 3 項中「受給者台帳の備考欄に改定届」を「受給者情報に額改定届」に、「記入」を「記録」に、「受給者に」を「届出者に額改定届を」に改め、同条を第 1 0 条とする。

第 1 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「次により」を「第 9 条第 1 項各号の例により」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「内容」を「事項」に、「第 9 条第 2 項」を「第 8 条第 2 項」に改め、同条第 3 項第 1 号中「児童手当受給者台帳（施設等受給者用）」を「児童手当受給者情報（施設等受給者用）」に改め、「児童の氏名」の次に「その他所要の事項」を加え、「記入」を「記録」に改め、同項第 2 号中「別記第 1 5 号様式」を「別記第 1 0 号様式」に、「受給者に送付」を「請求者に送付」に改め、同項第 3 号中「記入」を「記録」に改め、同条第 4 項第 1 号中「児童手当受給者台帳（施設等受給者用）の備考欄」を「児童手当受給者情報（施設等受給者用）」に、「記入」を「記録」に改め、同項第 2 号中「別記第 1 6 号様式」を「別記第 1 1 号様式」に、「受給者に」を「請求者に」に改め、同項第 3 号中「記入」を「記録」に改め、同条を第

1 1 条とする。

第 1 3 条第 1 項中「第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定の例により、」を「前条第 1 項の規定の例により処理し、額改定届の記載事項については同条第 2 項の規定の例により」に改め、同条第 2 項第 1 号中「児童手当受給者台帳（施設等受給者用）の児童欄」を「児童手当受給者情報（施設等受給者用）」に、「記載」及び「記入」を「記録」に改め、同項第 2 号中「受給者に」を「届出者に」に改め、同項第 3 号中「記入」を「記録」に改め、同条第 3 項中「児童手当受給者台帳（施設等受給者用）の備考欄」を「児童手当受給者情報（施設等受給者用）」に、「記入」を「記録」に、「受給者に」を「届出者に額改定届を」に改め、同条を第 1 2 条とする。

第 1 4 条第 1 項中「この条」の次に「及び次条」を加え、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、添付書類（申立書を含む。以下この項において同じ。）の省略については、「児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴う現況届の一律の届出義務の廃止等に関する事務取扱いについて」（令和 3 年 9 月 1 日府子本第 8 8 8 号内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室長通知。以下「事務取扱通知」という。）によるものとする。

第 1 4 条第 1 項第 1 号中「児童手当受給者台帳」を「児童手当受給者情報」に改め、「備考欄」を削り、「記入」を「記録」に改め、同項第 2 号中「第 8 条第 1 項第 2 号」を「第 7 条第 1 項第 2 号」に改め、同条第 2 項中「照合したもの」を「照合した現況届の記載事項」に、「第 8 条第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「児童手当受給者台帳の現況届欄」を「児童手当受給者情報」に、「記入」を「記録」に改め、同条第 4 項各号列記以外の部分中「支給事由」を「児童手当の支給事由」に、「よること」を「より処理するもの」に改め、同項第 1 号中「児童手当受給者台帳」を「児童手当受給者情報」に、「記入し、当該台帳を除いて」を「記録し、引き続いて児童手当を支給すべき受給者の記録と」に改め、同項第 2 号中「別記第 1 7 号様式」を「別記第 1 2 号様式」に、「受給者」を「届出者」に改め、同項第 3 号中「受給者」を「届出者」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 第 2 項の規定によって審査した結果、政令第 1 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により認定請求

があったものとみなされる場合に該当すると認めたときは、児童手当受給者情報に所要の事項を記録するほか、児童手当（特例給付）認定通知書を作成し、届出者に送付するものとする。

第14条に次の1項を加える。

- 6 毎年6月30日までに現況届が提出されない場合（現況届の提出を省略させた場合を除く。）には、その提出について督促を行うとともに、督促を行ってもなお現況届の提出がない受給者については、法第11条（法附則第2条第4項において準用する場合を含む。第25条において同じ。）の規定により児童手当の支払を一時差し止めるものとする。

第14条を第13条とし、同条の次に次の1項を加える。

（一般受給者に係る現況届の提出の省略）

第14条 現況届によって届け出られるべき内容を公簿等で確認できる場合は、受給者からの現況届の提出を省略させることができるものとし、その実施に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 現況届の提出を省略させることができない類型については、事務取扱通知によること。
- (2) 区長が、現況届の提出が特に必要と認める受給者については、引き続き現況届の提出を求めることができること。

- 2 現況届が提出されたときは、児童手当受給者情報にその旨を記録するものとする。

第15条第1項各号列記以外の部分中「第4条第3項」を「第4条第4項」に改め、同項第1号中「児童手当受給者台帳（施設等受給者用）」を「児童手当受給者情報（施設等受給者用）」に、「記入」を「記録」に改め、同項第2号中「第8条第1項第2号」を「第7条第1項第2号」に改め、同条第2項中「照合したもの」を「照合した現況届の記載事項」に改め、同条第3項中「児童手当受給者台帳（施設等受給者用）の現況届欄」を「児童手当受給者情報（施設等受給者用）」に、「記入」を「記録」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「よること」を「より処理するもの」に改め、同項第1号中「児童手当受給者台帳（施設等受給者用）」を「児童手当受給者情報（施設等受給者用）」に、「記入し、当該台帳を除いて」を「記録し、引き続いて児童手当を支給すべき受給者の記録と」に改め、同項第2号中「別記第18号様式」を「別記第13号様式」に、「受給者に」を「届出者に」に改め、同項第3号中「受給者」を「届出者」に改め、同条に次の1

項を加える。

- 5 毎年6月30日までに現況届が提出されない場合には、その提出について督促を行うとともに、督促を行ってもなお現況届の提出がない受給者については、法第11条の規定により児童手当の支払を一時差し止めるものとする。

第16条の見出し中「氏名変更届」を「氏名変更等届」に改め、同条各号列記以外の部分中「第5条の氏名変更届」を「第5条第1項（省令第15条において準用する場合を含む。）又は第3項の届書」に改め、同条第1号中「児童手当受給者台帳の氏名（法人名等）欄」を「児童手当受給者情報における受給者等の氏名（届出者が法人である場合は、法人名）等に係る記録」に改め、同条第2号中「児童手当受給者台帳（施設等受給者用）の設置者等の氏名（法人名等）欄、施設等の名称欄、施設等の種類欄及び施設入所等児童の氏名欄」を「児童手当受給者情報（施設等受給者用）における設置者等の氏名（届出者が法人である場合は、法人名）、施設等の名称、施設等の種類及び施設入所等児童の氏名に係る記録」に改め、同条第3号を削る。

第17条各号列記以外の部分中「省令第6条の住所変更届」を「省令第6条第1項、第2項若しくは第4項（これらの規定を省令第15条において準用する場合を含む。）又は第6項の届書」に改め、同条第1号中「受給者又は児童」を「受給者等」に、「受給者が」を「届出者が」に改め、同条第2号中「住所地（設置者等）」を「住所（届出者）」に改め、「若しくは住所」を削り、同条第3号中「台帳」を「情報」に、「記入」を「記録」に改める。

第31条の見出し中「帳簿」を「受給者情報」に改め、同条各号列記以外の部分中「帳簿、請求書、届書等は、それぞれ次の」を「受給者情報、父母指定者管理情報及び請求書等から提出された請求書、届書等は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同条第1号中「受給者台帳」を「受給者情報」に改め、同条第2号中「父母指定者管理台帳」を「父母指定者管理情報」に改め、同条を第33条とする。

第30条第1号ア中「別記第32号様式」を「別記第27号様式」に改め、同号イ中「別記第33号様式」を「別記第28号様式」に改め、同条第3号中「年金加入証明書」の次に「のほか、令和4年6月以降の被用者区分の確認について」（令和3年9月1日府子本第889号内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室長通知）の2

(1) アからキまでに掲げる書類の写し」を加え、同条に次の 1 項を加え、同条を第 32 条とする。

2 本細則に定めのない様式については、「市町村における児童手当関係事務処理について」(平成 27 年 12 月 18 日府子本第 430 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知) に定める様式を必要に応じて使用できるものとする。

第 29 条各号列記以外の部分中「別記第 31 号様式」を「別記第 26 号様式」に改め、同条第 1 号中「受給者台帳の受給者の個人番号欄、配偶者等の氏名欄、配偶者等の個人番号欄又は児童の個人番号欄」を「児童手当受給者情報における受給者の個人番号、配偶者等の氏名若しくは個人番号又は児童の個人番号に係る記録」に改め、同条第 2 号中「個人であり被用者である場合」を「個人かつ被用者である者」に、「受給者台帳(施設等受給者用)の」を「児童手当受給者情報(施設等受給者用)における」に、「個人番号欄」を「個人番号に係る記録」に改め、同条を第 31 条とする。

第 28 条第 1 項中「第 22 条の 2 第 1 項」を「第 20 条第 1 項(法附則第 2 条第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。)」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「第 12 条の 9 第 1 項」の次に「(省令第 15 条において準用する場合を含む。)」を加え、同項第 1 号中「支払期月ごと」を「支払期月(法第 8 条第 4 項(法附則第 2 条第 4 項において準用する場合を含む。))に規定する支払期月をいう。以下同じ。)) ごと」に、「受給者台帳に記入」を「受給者情報に記録」に、「法第 22 条の 3 又は法第 22 条の 4」を「法第 21 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 22 条第 1 項(これらの規定を法附則第 2 条第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。))」に、「満たない場合」を「満たないとき」に改め、同項第 2 号中「別記第 29 号様式」を「別記第 24 号様式」に改め、同条第 3 項中「署名欄」を「記名欄に記載された氏名」に改め、同条第 4 項中「別記第 30 号様式」を「別記第 25 号様式」に改め、同条を第 30 条とする。

第 27 条を第 29 条とする。

第 26 条第 1 号中「別記第 28 号様式」を「別記第 23 号様式」に改め、同条第 2 号中「受給者台帳」を「受給者情報」に、「消滅台帳」を「消滅情報」に、「記入」を「記録」に改め、同条第 4 号中「消滅台帳」を「消滅情報」に、「、返還年月日を記入」を「及び返還年月日を記録」に改め、同条を第 28 条とする。

第 25 条第 1 号中「受給者台帳の支払記録欄」を「受給者情報」に、「記入」を「記録」に改め、同条第 2 号中「別記第 27 号様式」を「別記第 22 号様式」に、「受給者台帳の備考欄」を「受給者情報」に、「記入」を「記録」に改め、同条を第 27 条とする。

第 24 条第 1 号ア中「児童手当(特例給付)支払差止め通知書」を「児童手当(特例給付)支払差止通知書」に改め、同号イ中「受給者台帳の備考欄」を「受給者情報」に、「記入」を「記録」に改め、同条第 2 号中「第 21 条」を「第 23 条」に改め、同条第 3 号中「第 18 条」を「第 20 条」に改め、同条を第 26 条とする。

第 23 条の見出し中「差止め」を「差止めの処理」に改め、同条第 1 項第 1 号中「受給者台帳の備考欄」を「受給者情報」に、「記入」を「記録」に改め、同項第 2 号中「児童手当(特例給付)支払差止め通知書(別記第 25 号様式)」を「児童手当(特例給付)支払差止通知書(別記第 20 号様式)」に、「児童手当支払差止め通知書(施設等受給者用)(別記第 26 号様式)」を「児童手当支払差止通知書(施設等受給者用)(別記第 21 号様式)」に改め、同条第 2 項中「第 14 条」を「第 13 条」に改め、同条を第 25 条とする。

第 22 条各号列記以外の部分中「第 9 条」を「第 9 条第 1 項(省令第 15 条において準用する場合を含む。)) 又は第 2 項」に改め、同条第 1 号中「受給者台帳」を「受給者情報」に改め、同条第 2 号及び第 3 号を次のように改め、同条を第 24 条とする。

(2) 未支払の児童手当を支給するものと決定したときは、次によること。

ア 請求者が法第 12 条第 1 項(法附則第 2 条第 4 項において準用する場合を含む。)) に規定する中学校修了前の児童であった者(以下この条において「中学校修了前の児童であった者」という。)) である場合は、児童手当(特例給付)未支払支給決定通知書(別記第 16 号様式)を作成し、請求者に送付すること。

イ 請求者が法第 12 条第 2 項に規定する施設等受給資格者又は当該施設等受給資格者であった者である場合は、児童手当未支払支給決定通知書(施設等受給資格者用)(別記第 17 号様式)を作成し、請求者に送付すること。

ウ 請求者が中学校修了前の児童であった者

である場合は、児童手当受給者情報に支払金額及び支払年月日並びに請求者の氏名及び住所を記録すること。

- エ 請求者が法第12条第2項に規定する施設等受給資格者又は当該施設等受給資格者であった者である場合は、児童手当受給者情報(施設等受給者用)に支払金額及び支払年月日を記録すること。
- (3) 当該請求を却下するものと決定したときは、次によること。

ア 請求者が中学校修了前の児童であった者である場合は、児童手当(特例給付)未支払請求却下通知書(別記第18号様式)を作成し、請求者に送付すること。

イ 請求者が法第12条第2項に規定する施設等受給資格者又は当該施設等受給資格者であった者である場合は、児童手当未支払請求却下通知書(施設等受給資格者用)(別記第19号様式)を作成し、請求者に送付すること。

ウ 請求者が中学校修了前の児童であった者である場合は、児童手当受給者情報に請求を却下した旨を記録すること。

エ 請求者が法第12条第2項に規定する施設等受給資格者又は当該施設等受給資格者であった者である場合は、児童手当受給者情報(施設等受給者用)における当該請求に係る施設入所等児童であった者の情報に請求を却下した旨を記録すること。

第21条第5項中「受給者台帳」を「受給者情報」に、「記入」を「記録」に、「別記第19号様式」を「別記第14号様式」に、「別記第20号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条を第23条とする。

第20条中「附記」を「付記」に、「第18条」を「第20条」に改め、同条を第22条とする。

第19条の見出し中「による」を「に基づく支給事由消滅の」に改め、同条各号列記以外の部分中「第11条第1項又は第13条第1項」を「第10条第1項又は第12条第1項」に改め、「という。」及び「の次に「前条に規定する」を加え、同条第1号ア中「受給者台帳の児童欄から」を「受給者情報に改定後の支給額を記録するとともに、所要の事項を記録し、又は受給者情報から」に、「記載」を「記録」に改め、「とともに、改定後の児童手当の額を記入する」を削り、同号イ中「額改定通知書又は」を「受給者が一般受給者

である場合は額改定通知書を、受給者が施設等受給者である場合は」に、「受給者台帳の備考欄」を「受給者情報」に、「記入」を「記録」に改め、同条第2号中「こと」を「ものとする」に改め、同号に後段として次のように加え、同条を第21条とする。

この場合において、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ職権に基づく処理をすることができるものとする。

ア 省令第1条に定める理由により支給対象の児童が日本国内に住所を有しなくなった日から3年を経過した場合

イ 法第4条第4項の規定が適用されることにより、受給者と生計を同じくしない同居父母が認定されるに至った場合

ウ 支給対象の児童が施設入所等児童となったことに伴い、その父母等が当該児童に係る支給要件を具備しなくなった場合

エ 支給対象の児童が施設入所等児童でなくなったことに伴い、里親等又は施設設置者が当該児童に係る支給要件を具備しなくなった場合

オ 受給者が日本国内に住所を有しなくなった場合又は他の区市町村に転出した場合

カ 児童虐待・DV通知の第一の1又は第二の1の事例に該当した場合

キ 法第5条第1項又は附則第2条第1項の所得の額が、児童手当の所得制限限度額又は同項の給付の所得上限額を超過した場合

ク アからキまでに掲げるもののほか、支給要件を具備しなくなったことが明らかな場合

第18条各号列記以外の部分中「第7条」を「第7条第1項(省令第15条において準用する場合を含む。)又は第2項」に改め、同条第1号中「受給者台帳」を「受給者情報」に、「記入」を「記録」に、「当該台帳を除いて」を「引き続き児童手当を支給すべき受給者の記録と」に改め、同条第4号中「前3号」を「前3号の規定」に、「児童の」を「当該児童の」に改め、同条を第20条とし、第17条の次に次の2条を加える。
(被用者又は被用者等でない者の別の変更の届出)

第18条 一般受給者(公務員でない者に限る。)から省令第6条の2第1項(省令第15条において準用する場合を含む。)の届書の提出を受けたときは、児童手当受給者情報に変更後の被用者又は被用者等でない者の別を記録す

るものとする。

(一般受給者に係る氏名変更等届等の提出の省略)

第 19 条 一般受給者に係る省令第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに第 6 条の 2 第 1 項 (これらの規定を省令第 15 条において準用する場合を含む。) の届書については、その届け出られるべき内容を公簿等により確認できるときは、その提出を省略させることができる。

別記第 1 号様式から別記第 5 号様式までを削る。

別記第 6 号様式中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同様式を別記第 1 号様式とする。

別記第 7 号様式中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同様式を別記第 2 号様式とする。

別記第 8 号様式中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同様式を別記第 3 号様式とする。

別記第 9 号様式中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同様式を別記第 4 号様式とする。

別記第 10 号様式中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同様式を別記第 5 号様式とする。

別記第 11 号様式中「第 9 条」を「第 8 条」に改め、同様式を別記第 6 号様式とする。

別記第 12 号様式中「第 9 条」を「第 8 条」に改め、同様式を別記第 7 号様式とする。

別記第 13 号様式中「第 10 条」を「第 9 条」に改め、同様式を別記第 8 号様式とする。

別記第 14 号様式中「第 10 条」を「第 9 条」に改め、同様式を別記第 9 号様式とする。

別記第 15 号様式中「第 12 条」を「第 11 条」に改め、同様式を別記第 10 号様式とする。

別記第 16 号様式中「第 12 条」を「第 11 条」に改め、同様式を別記第 11 号様式とする。

別記第 17 号様式中「第 14 条」を「第 13 条」に改め、同様式を別記第 12 号様式とし、別記第 18 号様式を別記第 13 号様式とする。

別記第 19 号様式中「第 21 条」を「第 23 条」に改め、同様式を別記第 14 号様式とする。

別記第 20 号様式中「第 21 条」を「第 23 条」に改め、同様式を別記第 15 号様式とする。

別記第 21 号様式中「第 22 条」を「第 24 条」に改め、同様式を別記第 16 号様式とする。

別記第 22 号様式中「第 22 条」を「第 24 条」に改め、同様式を別記第 17 号様式とする。

別記第 23 号様式中「第 22 条」を「第 24 条」に改め、同様式を別記第 18 号様式とする。

別記第 24 号様式中「第 22 条」を「第 24 条」に改め、同様式を別記第 19 号様式とする。

別記第 25 号様式中「第 23 条」を「第 25 条」に、「差止め」を「差止」に改め、同様式を別記第 20 号様式とする。

別記第 26 号様式中「第 23 条」を「第 25 条」に、「差止め」を「差止」に改め、同様式を別記第 21 号様式とする。

別記第 27 号様式中「第 25 条」を「第 27 条」に改め、同様式を別記第 22 号様式とする。

別記第 28 号様式中「第 26 条」を「第 28 条」に改め、同様式を別記第 23 号様式とする。

別記第 29 号様式中「第 28 条」を「第 30 条」に、「第 22 条の 2 第 1 項」を「第 20 条」に改め、同様式を別記第 24 号様式とする。

別記第 30 号様式中「第 28 条」を「第 30 条」に、「第 22 条の 2 第 1 項」を「第 20 条」に改め、同様式を別記第 25 号様式とする。

別記第 31 号様式中「第 29 条」を「第 31 条」に改め、「」を削り、同様式を別記第 26 号様式とする。

別記第 32 号様式中「第 30 条」を「第 32 条」に改め、「」を削り、同様式を別記第 27 号様式とする。

別記第 33 号様式中「第 31 条」を「第 32 条」に改め、同様式を別記第 28 号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)

2 この規則は、令和 4 年 6 月以後の月分の児童手当に関する事務の処理について適用し、同年 5 月以前の月分の児童手当に関する事務の処理については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に帳簿等により記録を管理している場合等は、引き続き使用に便宜な方法により管理できるものとする。

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の児童手当事務取扱細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例
附則第 2 項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 6 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 59 号

江東区国民健康保険条例の一部を改正する

条例附則第2項に規定する規則で定める日
を定める規則の一部を改正する規則

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例
附則第2項に規定する規則で定める日定める規
則（令和2年9月江東区規則第68号）の一部を
次のように改正する。

本則中「令和4年6月30日」を「令和4年9
月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

◎江東区告示第165号

江東区介護保険料の収納事務について、介護保
険法（平成9年法律第123号）第144条の2
の規定に基づき、下記のとおり委託したので、介
護保険法施行令（平成10年政令第412号）第
45条の7第1項の規定に基づき告示する。

令和4年5月6日

江東区長 山 崎 孝 明
記

1 委託事業者

- (1) 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
代表取締役社長 本間 洋
- (2) 株式会社NTTドコモ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
代表取締役社長 井伊 基之
- (3) 株式会社みずほ銀行
東京都千代田区大手町一丁目5番5号
取締役頭取 藤原 弘浩
- (4) KDDI株式会社
東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
代表取締役社長 高橋 誠
- (5) ビリングシステム株式会社
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
代表取締役 江田 敏彦

2 委託内容

- (1) 江東区介護保険料にかかる収納の取りまと
め事務
- (2) 『d払い』による江東区介護保険料の収納
事務
- (3) 『J - C o i n P a y』による江東区介
護保険料の収納事務
- (4) 『a u P A Y』による江東区介護保険料
の収納事務
- (5) 『d払い』及び『a u P A Y』に係る江
東区介護保険料の収納事務

3 委託期間

令和4年5月6日から令和5年3月31日ま
で

◎江東区告示第166号

江東区国民健康保険料の徴収事務について、国
民健康保険法（昭和33年法律第192号）第8
0条の2の規定に基づき、下記のとおり委託した
ので、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第

362号) 第29条の23第1項の規定に基づき告示する。

令和4年5月6日

江東区長 山 崎 孝 明
記

1 委託事業者

- (1) 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
代表取締役社長 本間 洋
- (2) 株式会社N T T ドコモ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
代表取締役社長 井伊 基之
- (3) 株式会社みずほ銀行
東京都千代田区大手町一丁目5番5号
取締役頭取 加藤 勝彦
- (4) KDD I 株式会社
東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
代表取締役社長 高橋 誠
- (5) ビリングシステム株式会社
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
代表取締役 江田 敏彦

2 委託内容

- (1) 江東区国民健康保険料に係る徴収事務の取りまとめ
- (2) 『d払い』による江東区国民健康保険料の徴収事務
- (3) 『J - C o i n P a y』による江東区国民健康保険料の徴収事務
- (4) 『a u P A Y』による江東区国民健康保険料の徴収事務
- (5) 『d払い』及び『a u P A Y』に係る江東区国民健康保険料の徴収事務

3 委託期間

令和4年5月6日から令和5年3月31日まで

◎江東区告示第167号

江東区地方税（特別区民税・都民税及び軽自動車税（種別割））の収納事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条の2第6項の規定に基づき告示する。

令和4年5月6日

江東区長 山 崎 孝 明
記

1 委託事業者

- (1) 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
代表取締役社長 本間 洋
- (2) 株式会社N T T ドコモ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
代表取締役社長 井伊 基之
- (3) 株式会社みずほ銀行
東京都千代田区大手町一丁目5番5号
取締役頭取 加藤 勝彦
- (4) KDD I 株式会社
東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
代表取締役社長 高橋 誠
- (5) ビリングシステム株式会社
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
代表取締役 江田 敏彦

2 委託内容

- (1) 『d払い』による江東区地方税（特別区民税・都民税及び軽自動車税（種別割））の収納事務
- (2) 『J - C o i n P a y』による江東区地方税（特別区民税・都民税及び軽自動車税（種別割））の収納事務
- (3) 『a u P A Y』による江東区地方税（特別区民税・都民税及び軽自動車税（種別割））の収納事務

3 委託期間

令和4年5月6日から令和5年3月31日まで

◎江東区告示第171号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年5月9日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1370802116
- 2 事業所の名称及び所在地
たなごころ
東京都江東区南砂五丁目18番9号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
有限会社たなごころ
東京都江東区南砂五丁目18番9号
取締役 藤井 義就
- 4 廃止年月日

- 令和4年4月30日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第174号

介護保険法第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年5月13日
江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1370800474
- 2 事業所の名称及び所在地
江東ヘルパーステーションケアマネ部
東京都江東区南砂二丁目37番10-408号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
有限会社江東ヘルパーステーション
東京都江東区南砂二丁目37番10-407号
代表取締役 瀬戸 玲子
- 4 廃止年月日
令和4年4月30日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第175号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和4年5月13日
江東区長 山 崎 孝 明
〔別紙省略〕

◎江東区告示第176号

下記事件につき、令和4年第1回江東区議会臨時会を5月24日に招集する。

令和4年5月17日
江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 特別委員会の廃止について
- 2 特別委員会の設置について

◎江東区告示第177号

特定商業施設変更届出書の縦覧について
江東区特定商業施設の立地に伴う生活環境保全に関する指導要綱（平成12年6月29日江地商発第66号）第6条の規定に基づき、下記のとおり特定商業施設変更届出書を縦覧に供する。

令和4年5月17日
江東区長 山 崎 孝 明
記

特定商業施設変更届出書の届出年月日		令和4年4月25日
特定商業施設変更届出書の縦覧場所		東京都江東区東陽四丁目11番28号 江東区地域振興部経済課（庁舎4階）
特定商業施設変更届出書の縦覧期間		令和4年5月18日から 令和4年7月18日まで
特定商業施設の概要	特定商業施設の名称及び所在地	豊洲フォレシア 江東区豊洲3丁目2番24号
	設置者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）	株式会社IHI 代表取締役社長 井手 博 豊洲三丁目開発特定目的会社 取締役 菊池 省吾
変更する事項	変更前	変更後
	(1) 設置者住所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 (2) 施設で営業を営む者 (有)宮川商店、(株)ウェイブス、(株)トラジ、ヴィレッジヴァンガードブレース(株) 他17店	(1) 設置者住所 東京都新川二丁目27番1号 (2) 施設で営業を営む者 (有)宮川商店、(株)ウェイブス、(株)トラジ、エステールホールディングス(株) 他17店
変更年月日	令和4年4月1日	
変更	(1) 設置者住所に変更があるため。	

した 理由	(2) 施設で営業を営む者の氏名及び住所 に変更があるため。
----------	-----------------------------------

◎江東区告示第 1 7 8 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 4 年 5 月 1 9 日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 1 8 2 号

介護保険法第 7 9 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 8 5 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 6 7 3 7
- 2 事業所の名称及び所在地
チームケアキイ
東京都江東区亀戸二丁目 3 9 番 1 2 号エム
ズイースト亀戸 3 0 1 号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社きい
東京都江東区二丁目 3 9 番 1 2 号
代表取締役 佐久間 恵美子
- 4 指定年月日
令和 4 年 5 月 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 1 8 5 号

下記事件につき、令和 4 年第 2 回江東区議会定例会を 6 月 8 日に招集する。

令和 4 年 6 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 令和 3 年度江東区繰越明許費繰越計算書について
- 2 審査請求に関する諮問について
- 3 令和 4 年度江東区一般会計補正予算（第 1

号）

- 4 包括外部監査契約の締結について
- 5 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について
- 6 仙台堀川公園改修工事（B - 5）請負契約
- 7 清水橋架替工事（その 2）請負契約
- 8 江東区文化センター改修工事請負契約
- 9 江東区文化センター電気設備改修工事請負契約
- 1 0 江東区文化センター機械設備改修工事請負契約
- 1 1 江東区亀戸スポーツセンター改修工事請負契約
- 1 2 江東区亀戸スポーツセンター機械設備改修工事請負契約
- 1 3 特別養護老人ホーム江東ホーム改修工事請負契約
- 1 4 特別養護老人ホーム江東ホーム電気設備改修工事請負契約
- 1 5 特別養護老人ホーム江東ホーム機械設備改修工事請負契約
- 1 6 江東区立元加賀小学校校舎その他改修工事請負契約
- 1 7 江東区立第二大島小学校改築工事請負契約
- 1 8 江東区立第二大島小学校改築電気設備工事請負契約
- 1 9 江東区立第二大島小学校改築機械設備工事請負契約
- 2 0 江東区立深川第二中学校校舎その他改修工事請負契約
- 2 1 江東区立深川第二中学校校舎その他電気設備改修工事請負契約
- 2 2 江東区立深川第二中学校校舎その他機械設備改修工事請負契約
- 2 3 議決を得た契約の契約変更について（巽橋架替工事（その 1）請負契約）
- 2 4 江東区事務手数料条例等の一部を改正する条例
- 2 5 江東区特別区税条例等の一部を改正する条例
- 2 6 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◎江東区告示第 1 8 6 号

介護保険法第 8 2 条第 2 項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 8 5 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年6月2日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業所番号
1370805762
- 2 事業所の名称及び所在地
さくら支援ステーションアイクル
東京都江東区富岡一丁目14番15号和楽ビル101
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社さくらモンデックス
東京都港区芝大門一丁目4番10号大蔵ビル401号
代表取締役 舘山 英雄
- 4 廃止年月日
令和4年5月31日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第187号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年6月2日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業所番号
1370805622
- 2 事業所の名称及び所在地
デイサービス食いしんぼ
東京都江東区毛利一丁目8番1-105号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社バルーン
東京都江東区毛利一丁目12番10-1306号
代表取締役 原 法子
- 4 廃止年月日
令和4年5月31日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第188号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年6月2日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業所番号
1390700423
- 2 事業所の名称及び所在地
フィリア両国リハビリケア
東京都墨田区千歳二丁目13番4号シティハイツ秋山1F
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社フォーユー
東京都江東区三好一丁目8番3号
代表取締役 渡邊 聡史
- 4 廃止年月日
令和4年5月31日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第189号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年6月2日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業所番号
1970500417
- 2 事業所の名称及び所在地
デイサービスセンターひまわり
山梨県笛吹市八代町北1541-7
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
有限会社ひまわり
山梨県笛吹市八代町北1541-7
取締役 上原 好光
- 4 廃止年月日
令和4年5月16日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第190号

介護保険法第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年6月2日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業所番号

- 1 3 7 0 8 0 6 2 6 5
- 2 事業所の名称及び所在地
フォーユー千歳居宅介護支援事業所
東京都江東区三好一丁目 8 番 3 号越前屋ビル 4 F
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社フォーユー
東京都江東区三好一丁目 8 番 3 号
代表取締役 渡邊 聡史
- 4 廃止年月日
令和 4 年 5 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 1 9 1 号

介護保険法第 7 8 条の 5 第 2 項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 2 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 3 7 5 9
- 2 事業所の名称及び所在地
おれんじデイ東砂
東京都江東区東砂一丁目 6 番 7 号山本ビル 1 階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社フォーユー
東京都江東区三好一丁目 8 番 3 号
代表取締役 渡邊 聡史
- 4 廃止年月日
令和 4 年 5 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第 1 9 2 号

介護保険法第 7 8 条の 5 第 2 項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 3 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 7 0 3 1 3 2
- 2 事業所の名称及び所在地

フォルテシモ両国デイサービスリゲットライフ

- 東京都墨田区石原二丁目 1 1 番 2 号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社ケアナビ
東京都墨田区石原一丁目 3 0 番 9 号
代表取締役 田原 和幸
- 4 廃止年月日
令和 2 年 1 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第 1 9 3 号

介護保険法第 7 8 条の 2 第 1 項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 7 8 条の 1 1 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 3 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 9 0 8 0 0 5 8 7
- 2 事業所の名称及び所在地
春木舎デイサービス砂町
東京都江東区東砂一丁目 6 番 7 号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社ファーストユニオン
神奈川県川崎市高津区子母口 7 0 1 番地 2
代表取締役 倉地 航
- 4 指定年月日
令和 4 年 6 月 1 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第10号

下記により、令和4年第5回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和4年5月24日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一朗
記

- 1 日時 令和4年5月27日（金）
午後2時
- 2 場所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 3 議題

日程第1	議案第10号	令和4年度江東区一般会計補正予算（第1号）
日程第2	議案第11号	江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について
日程第3	議案第12号	江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第13号	江東区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
日程第5	議案第14号	江東区立元加賀小学校校舎その他改修工事請負契約
日程第6	議案第15号	江東区立第二大島小学校改築工事請負契約
日程第7	議案第16号	江東区立第二大島小学校改築電気設備工事請負契約
日程第8	議案第17号	江東区立第二大島小学校改築機械設備工事請負契約
日程第9	議案第18号	江東区立深川第二中学校校舎その他改修工事請負契約
日程第10	議案第19号	江東区立深川第二中学校校舎そ

の他電気設備改修工事請負契約
江東区立深川第二中学校校舎その他機械設備改修工事請負契約

日程第11 議案第20号

4 報告事項

- (1) 改築工事期間中の学校移転先について ほか

5 協議事項

- (1) 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公表について

告 示 (選)

◎江東区選挙管理委員会告示第 6 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条第 4 号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり 1 名を抹消した。

令和 4 年 6 月 1 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 4 年 6 月 1 日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数
8, 484
- 2 選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数
137, 365
- 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数
70, 698

◎江東区選挙管理委員会告示第 8 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 1 項の規定により、第 26 回参議院（東京都選出）議員選挙におけるポスター掲示場を、別紙のとおり設置する。

令和 4 年 6 月 1 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙〕

令 和 4 年 7 月 執 行
参 議 院 議 員 選 挙

ポスター掲示場設置場所一覧表

江 東 区 選 挙 管 理 委 員 会

設置総数 448 箇所

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
1 - 1	新大橋1 - 5 - 3	新大橋永谷マンション・新一公園北側
1 - 2	新大橋3-8-7	森下駅第2自転車駐車場東側
1 - 3	新大橋3-1-15	区立八名川小学校北側
1 - 4	新大橋3 - 1 - 15	区立八名川小学校西側
1 - 5	森下1 - 3 - 17	深川神明宮北側
1 - 6	新大橋3-1-15	区立八名川小学校東側
1 - 7	森下1-3-17	深川神明宮西側石櫓
1 - 8	常盤2 - 12 - 1	区立常盤二丁目児童遊園
2 - 1	森下3-5-16	区立森下三丁目第一児童遊園
2 - 2	森下2-5-16	区立森下公園北側
2 - 3	森下2 - 5 - 16	区立森下公園南側
2 - 4	森下4-16-2	区立森下四丁目児童遊園
2 - 5	森下3-13-9	区立高森公園
2 - 6	森下4-9-22	区立深川第一中学校東側
2 - 7	森下4-9-22	区立深川第一中学校西側
2 - 8	森下3 - 13 - 13	コープ森下東側
3 - 1	白河1-5-15	区立白河三丁目公園東側
3 - 2	清澄2 - 11 - 5	区立清澄二丁目公園南側
3 - 3	白河1-3-26	深川江戸資料館東側植込
3 - 4	清澄2-2	都立清澄公園北側植込み
3 - 5	清澄3-3	都立清澄庭園東側人口横堀
3 - 6	三好1 - 4 - 14	松林院コンクリート塀
3 - 7	清澄2 - 2	都立清澄公園南側植込み
3 - 8	清澄3-3	都立清澄庭園児童公園部分南側
4 - 1	森下5 - 1 - 7	都立墨田工業高等学校北側
4 - 2	森下5-6-1	区立森下五丁目児童遊園西側
4 - 3	白河3-18-17	区立白河三丁目水辺公園
4 - 4	白河1-9-17	区立元加賀幼稚園南側
4 - 5	白河4 - 3 - 19	区立元加賀小学校東側鉄柵
4 - 6	白河4-3-27	区立元加賀公園南東側
4 - 7	白河4-3-27	区立元加賀公園南側
4 - 8	三好4-1-1	東京都現代美術館北東側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
5-1	平野4-6	都立木場公園「東京都現代美術館前」バス停前
5-2	平野2-8-5	銭高組平野住宅前
5-3	平野3-6-13	区立深川第六中学校東側
5-4	平野2-4-25	浄心寺南側
5-5	平野3-3-9	木場公園平野三丁目ハイツ北側
5-6	平野2-2-42	東浴信用組合平野倉庫西側
5-7	平野3-3先	区立福富川公園広場
5-8	平野4-6-1	都立木場公園西側「木場公園」バス停前
6-1	毛利2-13	都立猿江恩賜公園北側東寄り
6-2	毛利2-13	都立猿江恩賜公園北側西寄り
6-3	毛利1-14-1	区立深川第七中学校西側
6-4	毛利2-2-2	区立毛利小学校体育館通用門横
6-5	毛利1-14-1	区立深川第七中学校東側
6-6	毛利2-13	都立猿江恩賜公園(毛利2丁目)南側
6-7	住吉2-28	都立猿江恩賜公園(住吉2丁目)北側テニアラ江東寄り
6-8	住吉2-28	都立猿江恩賜公園(住吉2丁目)北側住吉駅寄り
7-1	住吉1-19-20	区立住利公園南側
7-2	住吉1-17-11	あそか園北側
7-3	住吉1-12-2	区立東川小学校北側
7-4	住吉1-12-2	区立東川小学校西側
7-5	猿江1-11-5	区立猿江一丁目公園北側
7-6	猿江2-16-18	都立墨東特別支援学校
7-7	猿江2-3-10	区立猿江二丁目公園北側
7-8	猿江1-5	エステート猿江北側鉄柵
8-1	扇橋1-20-1	区営扇橋一丁目アパート1号棟東側
8-2	扇橋1-20-9	区立扇橋一丁目児童遊園西側
8-3	石島18-5	区立扇橋小学校西側
8-4	石島18-23	区立扇橋公園南側
8-5	千石1-12-12	区立深川第四中学校東側
8-6	千石1-7-8	区立千石児童遊園
8-7	千石1-5-28	区立千石運動公園東側
8-8	千石1-5-7	東京都タクシーメーター深川検査場西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
9 - 1	扇橋3-20-11	区立扇橋三丁目公園南側
9 - 2	扇橋3 - 7 - 16	区立三島橋公園北側
9 - 3	千田16-5	区立江東公園西側
9 - 4	海辺1-3	区立川南海辺公園西側
9 - 5	千石2-9-12	区立川南小学校北側
9 - 6	千石2-7-4	区立千石公園西側
9 - 7	千石2 - 9 - 22	区立川南公園南側
9 - 8	千石3-2-11	都立大江戸高等学校南側
10 - 1	佐賀2-8-26	区立中の堀公園
10 - 2	深川1 - 6 - 38	区立亀堀公園北側
10 - 3	深川1-6-38	区立亀堀公園南側
10 - 4	佐賀1-15-5	区立佐賀町公園
10 - 5	深川2-17-26	区立明治小学校南側
10 - 6	冬木22-10	区立深川第二中学校西側
10 - 7	冬木22 - 10	区立深川第二中学校プール南側
10 - 8	深川1-3-10	区立深川一丁目児童遊園
10 - 9	冬木6 - 23	区立武田堀公園
11 - 1	永代1 - 7 - 8	区立永代公園
11 - 2	門前仲町1-20-1	区立油堀川公園
11 - 3	門前仲町1 - 1 - 6	区立臨海小学校北側
11 - 4	門前仲町1 - 1 - 6	区立臨海小学校東側
11 - 5	門前仲町1-1-1	区立臨海公園西側
11 - 6	門前仲町1 - 1 - 1	区立臨海公園南側
11 - 7	越中島1-3-4	区立越中島一丁目児童遊園
11 - 8	越中島1 - 3 - 15	越中島住宅東側金網

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
12 - 1	富岡1 - 17 - 9	区立深川公園庭球場側
12 - 2	富岡2-7先	区立八幡堀遊歩道北側
12 - 3	富岡1-14-10	区立深川公園南側
12 - 4	富岡1-16-10	区立深川公園富岡八幡宮側
12 - 5	富岡1-20	区立八幡堀遊歩道南側
12 - 6	牡丹2 - 1 - 2	区立牡丹町公園北側
12 - 7	牡丹2 - 1 - 2	区立牡丹町公園東側
12 - 8	牡丹3-14-9	牡丹町住宅駐車場南側
13 - 1	古石場1-11-11	江東区古石場福祉会館南側
13 - 2	古石場1-12	区立古石場川親水公園
13 - 3	越中島2 - 16 - 13	区立調練橋公園北側
13 - 4	越中島2-2	東京海洋大学プール正面塀
13 - 5	越中島3-7-1	区立深川第三中学校西側
13 - 6	古石場2 - 14 - 4	区立古石場二丁目児童遊園
13 - 7	越中島3 - 6 - 38	区立越中島小学校正門横
13 - 8	越中島3-3-1	都立第三商業高等学校南側
14 - 1	木場4-1	都立木場公園西側
14 - 2	木場3-8	区立木場親水公園北側
14 - 3	木場3 - 6 - 9	区立木場三丁目公園
14 - 4	木場5 - 7	都立木場公園東側
14 - 5	木場5-7	都立木場公園南側
14 - 6	木場2-11-1	江東区道路事務所南側
14 - 7	木場1-2-2	区立平久小学校東側
14 - 8	木場6-4-18	区立平久公園
14 - 9	古石場3 - 1 - 4	区立古石場三丁目公園

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
15 - 1	東陽5 - 29 - 39	区立東陽五丁目公園東側
15 - 2	東陽5-5	大横橋南東橋台敷南側
15 - 3	東陽5-32-19	都立深川高等学校東側
15 - 4	東陽5-32-9	都立深川高等学校西側
15 - 5	東陽3-23-20	東京都交通局東陽操市所東側
15 - 6	東陽3-27-27	区立東陽公園南側
15 - 7	東陽3-8-11	区立沢海橋第二児童遊園
15 - 8	東陽3-22-1	都営東陽三丁目アパート1号棟北側
16 - 1	東陽6 - 6	区立仙台堀川公園ポケットエコスペース東側緑地
16 - 2	東陽6-1-13	区立豊住公園北側
16 - 3	東陽6 - 1 - 13	区立豊住公園東側緑地
16 - 4	東陽4-11-45	都立江東特別支援学校北側
16 - 5	東陽1 - 11	江東区役所北側駐車場前植込み
16 - 6	東陽4-11	江東区役所西側緑地
16 - 7	東陽1 - 11 - 3	江東区文化センター南側植込み
16 - 8	東陽4-3-12	都営東陽四丁目アパート12号棟北側
17 - 1	東陽1-29	区立洲崎川緑道公園
17 - 2	東陽2 - 1 - 20	区立南陽小学校西側
17 - 3	東陽2-1-8	区立東陽中学校北側
17 - 4	東陽2 - 3 - 6	区立教育センター西側植込み
17 - 5	東陽2-1-8	区立東陽中学校西側
17 - 6	東陽2-3-6	東陽図書館南遊歩道
17 - 7	東陽1-39-8	区立東陽一丁目第二公園北側
17 - 8	東陽1-19	東陽一丁目子供の広場北側
18 - 1	塩浜1 - 3 - 10	江東区塩浜保育園
18 - 2	塩浜1-4-4	区立浜園公園
18 - 3	塩浜1-5-3	都営塩浜一丁目アパート北側
18 - 4	塩浜1 - 5 - 1	都営塩浜一丁目アパート西側
18 - 5	塩浜1-5-5	区立塩浜一丁目公園
18 - 6	枝川1 - 8 - 5	区立朝凧公園北側
18 - 7	枝川1-6-19	区立枝川一丁目公園東側
18 - 8	枝川1 - 5 - 1	都営枝川一丁目アパート南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
19 1	塩浜2 26 8	区立塩浜三丁目児童遊園東側
19 - 2	塩浜2-21-14	区立深川第八中学校南側(東寄)
19 3	塩浜2 21 14	区立深川第八中学校南側(西寄)
19 - 4	塩浜2-10-14	区立塩浜公園南側
19 5	塩浜2 27	東京地下鉄線 深川アルファ96東側
19 6	塩浜2 11 6	社会福祉事業団新幸荘南側
19 - 7	塩浜2-5-15	社会福祉事業団新塩崎荘北側入口横
19 8	塩浜2 18 4	しおかぜ橋下フェンス
19 - 9	塩浜2-6-3	区立塩崎保育園植込み
20 - 1	枝川3-5-3	区立枝川小学校西側
20 2	枝川3 5 3	区立枝川小学校東側
20 - 3	枝川3-3-5	区立枝川三丁目公園西側
20 - 4	枝川3-11	区立曉橋公園西側
20 5	潮見1 2	区立曉橋児童遊園東側
20 - 6	枝川1-14	区立枝川橋第二児童遊園北側
20 7	潮見1 29	都営潮見一丁目アパート遊園北側
20 - 8	潮見1-29	江東区清掃事務所西側鉄柵
21 - 1	豊洲1-3-15	区立豊洲一丁目公園
21 - 2	豊洲1-2-27	豊洲ハイライズ南側コンクリート壁
21 - 3	豊洲3-6-1	区立豊洲北小学校正門脇植込み
21 - 4	豊洲3-5	区立豊洲三丁目公園南側
21 - 5	豊洲3-5	区立豊洲三丁目公園子どもの広場西側
21 - 6	豊洲3-4-8	ホームセンター・スーパーゼバホーム豊洲店南側
22 - 1	豊洲4-5	都営豊洲四丁目アパート11号棟南側
22 - 2	豊洲4-5-30先	区立豊洲四丁目公園北部西側
22 - 3	豊洲4-3	区立豊洲四丁目第二公園
22 - 4	豊洲4-5	区立豊洲四丁目公園南部西側
22 - 5	豊洲4-10	UR都市機構 豊洲四丁目団地1号棟スロープ脇
22 - 6	豊洲4-4-4	区立豊洲小学校南門横植込み
22 7	豊洲4 11 18	区立深川第五中学校北側
22 - 8	豊洲4-11-18	区立深川第五中学校西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
23 - 1	東雲1-7	区立東雲緑道公園南部鉄柵
23 - 2	東雲1-8	都営東雲一丁目アパート4号棟児童遊園前
23 - 3	東雲2-4-17	区立東雲公園西側
23 - 4	東雲2-7-41	東京都交通局東雲庁舎植込み
23 - 5	東雲2-7-6	区立東雲二丁目公園
23 - 6	東雲2-4-11	区立東雲小学校北側
23 - 7	東雲2-4-11	区立東雲小学校西側
23 - 8	有明2-10	区立有明小・中学校北側
24 - 1	東雲1-9-10	イオン東雲店北側
24 - 2	東雲1-9	東雲キャナルコート21号棟北側
24 - 3	東雲1-9	ブリリアイスト東雲キャナルコート西側
24 - 4	東雲1-9	東雲キャナルコート19号棟南側
24 - 5	東雲1-9-10	イオン東雲店東側
24 - 6	東雲1-9-10	イオン東雲店西側
24 - 7	東雲1-9	東雲キャナルコート14号棟東側
24 - 8	東雲1-9	東雲キャナルコート11号棟西側
25 - 1	辰巳1-5-15	住宅供給公社辰巳しのめ住宅南側
25 - 2	辰巳1-3	都営辰巳一丁目アパート24号棟北西側
25 - 3	辰巳1-8	都営辰巳一丁目アパート44号棟南側
25 - 4	辰巳1-3	都営辰巳一丁目アパート5号棟南側
25 - 5	辰巳1-2	都営辰巳一丁目アパート集会室前
25 - 6	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校北東側
25 - 7	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校北側
25 - 8	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校南東側
26 - 1	辰巳2-5-1	住宅供給公社辰巳あけぼの住宅入口横
26 - 2	辰巳1-9	都営辰巳一丁目アパート48号棟北側
26 - 3	辰巳1-9	都営辰巳一丁目アパート61号棟南側
26 - 4	辰巳1-10	都営辰巳一丁目アパート64号棟北側
26 - 5	辰巳2-1	七号地港湾住宅駐車場フェンス
26 - 6	辰巳1-10-57	区立辰巳中学校東側鉄柵
26 - 7	辰巳1-11-1	区立辰巳小学校西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
27 - 1	亀戸3-36-20	区立亀島小学校記念公園
27 - 2	亀戸3-51-10	新和自動車線北側
27 - 3	亀戸3-57-22	香取神社東側
27 - 4	亀戸4-26-22	区立香取小学校南側
27 - 5	亀戸4-27-6	区立香取公園東側
27 - 6	亀戸3-6	亀戸大神社東側駐車場
27 - 7	亀戸4-43-8	区立亀戸四丁目公園けやきひろば北側
27 - 8	亀戸4-51-1	区立第三亀戸中学校西側
27 - 9	亀戸4-35-12	宝蓮寺南側
28 - 1	亀戸2-6-50	区営亀戸野球場北側
28 - 2	亀戸2-6-3	UR都市機構 亀戸二丁目団地3号棟東側
28 - 3	亀戸2-6	UR都市機構 亀戸二丁目団地1号棟東側
28 - 4	亀戸2-5-7	区立第一亀戸小学校北側
28 - 5	亀戸2-5-7	区立第一亀戸小学校西側
28 - 6	亀戸2-2-20	東京電力パワーグリッド線墨東制御所西側
28 - 7	亀戸2-2-20	東京電力パワーグリッド線墨東制御所南側
28 - 8	亀戸2-4-13	区立文泉公園南側
29 - 1	亀戸5-22-22	区立水神小学校西側
29 - 2	亀戸5-22-22	区立水神小学校東側
29 - 3	亀戸5-22-22	区立水神小学校南側
29 - 4	亀戸8-2	都立亀戸中央公園北側
29 - 5	亀戸8-2	都立亀戸中央公園スポーツセンター向側
29 - 6	亀戸8-2	都立亀戸中央公園西側
29 - 7	亀戸8-2	都立亀戸中央公園南西側
29 - 8	亀戸5-44-8	白石工業(株)北側
30 - 1	亀戸1-9-5	区立亀戸西公園東側
30 - 2	亀戸1-22	区立亀戸公園西側
30 - 3	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校北側
30 - 4	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校西側
30 - 5	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校南側
30 - 6	亀戸1-24-6	区立亀戸第三保育園南側
30 - 7	亀戸1-15-10	区立鑿川第一公園北側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
31 - 1	亀戸 6-62-5	亀戸駅東口自転車駐市場
31 - 2	亀戸 6-30-1 先	区立亀戸緑道公園北詰
31 - 3	亀戸 6-20-8 先	区立亀戸緑道公園中詰
31 - 4	亀戸 6-18	区立亀戸南公園東側
31 - 5	亀戸 6-36-1	区立第二亀戸小学校東側
31 - 6	亀戸 6-47	区立亀戸平岩公園北側
31 - 7	亀戸 6-7-9 先	区立亀戸緑道公園南詰
32 - 1	亀戸 9-33	区立亀戸九丁目緑道公園
32 - 2	亀戸 9-22-4	区立浅間野川小学校北側
32 - 3	亀戸 9-37-23	区立亀戸運動公園南側
32 - 4	亀戸 9-33	住宅供給公社亀戸九丁目住宅駐車場入口
32 - 5	亀戸 9-19	区立亀戸九丁目公園
32 - 6	亀戸 7-15-5	区立亀戸七丁目北公園南側
32 - 7	亀戸 9-21-13	糺野村工務店横
32 - 8	亀戸 9-19-7	日商岩井亀戸マンション西側鉄柵
33 - 1	亀戸 7-42	都営亀戸七丁目第三アパート7号棟北側
33 - 2	亀戸 7-39-9	区立亀戸図書館前
33 - 3	亀戸 7-8-13	区立亀戸東公園西側
33 - 4	亀戸 7-57-12	都営亀戸七丁目アパート12号棟東側
33 - 5	亀戸 7-56-3	都営亀戸七丁目アパート3号棟南側
33 - 6	亀戸 7-65-12	中央学院大学中央高等学校東側
33 - 7	亀戸 7-67-2	コーシャハイム亀戸七丁目西側
34 - 1	亀戸 9-9	区立亀戸緑地公園北寄り
34 - 2	亀戸 9-9	区立亀戸緑地公園南側
34 - 3	亀戸 9-2-2	区立亀戸中学校正門横
34 - 4	亀戸 9-15-1	区立亀戸浅間公園北側
34 - 5	亀戸 9-15-1	区立亀戸浅間公園南側
34 - 6	亀戸 9-13-1	東京城東病院東側植込み
34 - 7	亀戸 9-13-1	東京城東病院南側植込み

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
35 - 1	大島2-27-19	区立大島防災公園南側
35 - 2	大島2-11-7	区立大島二丁目公園西側
35 - 3	大島2-41-4	区立第一大島小学校西側
35 - 4	大島2-1	都営地下鉄排気塔南側
35 - 5	大島2-41-4	区立第一大島小学校南側
35 - 6	大島1-34-8	区立大島一丁目公園北側
35 - 7	大島1-2-31	都立科学技術高等学校東側
35 - 8	大島1-2-31	都立科学技術高等学校西側
35 - 9	大島1-2-31	都立科学技術高等学校南側
36 - 1	大島3-22-1	都立城東高等学校北側
36 - 2	大島3-7先	区立大島緑道公園城東高校西側
36 - 3	大島3-9先	区立大島緑道公園城東高校南西側
36 - 4	大島3-15-10付近	区立大島緑道公園内大島なかよし保育園前
36 - 5	大島3-14先	区立大島緑道公園城東郵便局西側
36 - 6	大島3-16-2	区立第二大島小学校西側
36 - 7	大島3-16-2	区立第二大島小学校南側
37 - 1	大島4-5-1	江東区総合区民センター北側植込
37 - 2	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地7号棟北側
37 - 3	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地2号棟北側
37 - 4	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地1号棟西側
37 - 5	大島4-18-5	区立大島南央小学校西側
37 - 6	大島4-18-5	区立大島南央小学校南側
37 - 7	大島4-1	住宅供給公社西大島住宅西側鉄柵
37 - 8	大島4-1-23	区立大島西中学校東側
38 - 1	大島5-15-13	都営大島五丁目第2アパート13号棟北側
38 - 2	大島5-14-11	都営大島五丁目第2アパート11号棟西側
38 - 3	大島5-38-1	区立大島幼稚園東側
38 - 4	大島5-38-1	区立大島幼稚園西側
38 - 5	大島5-52	区立第二大島中学校(仮校舎)東側
38 - 6	大島5-24-4	都営大島五丁目第2アパート4号棟北側
38 - 7	大島5-27	区立大島五丁目公園南東側
38 - 8	大島5-27	区立大島五丁目公園南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
39 - 1	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目同地6号棟東側
39 - 2	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目同地7号棟西側
39 - 3	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目同地6号棟西側
39 - 4	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目同地5号棟東側
39 - 5	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目同地3号棟西側
39 - 6	大島6-7-8	区立第四大島小学校西側
39 - 7	大島6-7-8	区立第四大島小学校東側
39 - 8	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目同地2号棟南側
40 - 1	大島9-7-9	都営大島九丁目アパート9号棟南側
40 - 2	大島7-28-1	UR都市機構 大島七丁目同地東側
40 - 3	大島9-5-3	区立第三大島小学校北側
40 - 4	大島7-27-17	区立大島七丁目公園西側
40 - 5	大島7-16	区立こどもの広場西側
40 - 6	大島9-5-3	区立第三大島小学校南側
40 - 7	大島7-39-2	区立第三大島幼稚園東側
40 - 8	大島7-39-3	UR都市機構 東大島駅前ハイツ3号棟西側
41 - 1	大島9-2	都立大島・小松川公園わんさか広場北側
41 - 2	大島8-11-3	都営大島八丁目第2アパート3号棟北側
41 - 3	大島8-11-2	都営大島八丁目第2アパート2号棟西側
41 - 4	大島9-2	都立大島・小松川公園わんさか広場西側バス停前
41 - 5	大島8-11-5	都営大島八丁目第2アパート5号棟南側
41 - 6	大島8-40-13	区立第五大島小学校南側正門前
41 - 7	大島8-39-22	イトーピア東大島マンション東側鉄柵
41 - 8	大島8-12-22	区立大島中学校南側
42 - 1	北砂2-16先	区立北砂緑道公園西側
42 - 2	北砂1-3-25	区立北砂第二公園
42 - 3	北砂1-1	北一団地自治会集会所東側
42 - 4	北砂1-2-9	江東区スポーツ会館駐輪場前
42 - 5	北砂1-3-36	区立北砂小学校正門横
42 - 6	北砂1-1-4	区立北砂保育園東側コンクリート塀
42 - 7	北砂1-1-6	区立北砂一丁目公園南側
42 - 8	南砂1-5-30	ウンザーハイム南砂北側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
43 - 1	北砂2-9-14	区立北砂二丁目公園西側
43 - 2	北砂4 19 30	北砂四丁目住宅東側
43 - 3	北砂4-13-23	区立砂町小学校西側
43 - 4	北砂2-1-37	志演尊空神社石垣
43 - 5	北砂4-13-23	区立砂町小学校正門横
43 - 6	北砂4-19-30	北砂四丁目住宅南側
43 - 7	北砂4 20 24	区立砂町中央公園東側植込み
43 - 8	南砂5-6-1	区立境川公園西側
44 - 1	北砂3-5-41	ゾンネンハイム北砂北側
44 - 2	北砂3 5 41	ゾンネンハイム北砂南側植込み
44 - 3	北砂3-3-5	日本通運㈱小名木川事業所北側
44 - 4	北砂3-3-5	日本通運㈱小名木川事業所西側
44 - 5	北砂5-21-5	区立小名木川防災公園入口
44 - 6	北砂5-22-10	区立小名木川小学校正門横
44 - 7	北砂5 22 10	区立小名木川小学校南側
44 - 8	北砂5-1-2	区立北砂公園西側植込み
45 - 1	北砂5-20-16	区立亀高小学校東側鉄柵
45 - 2	北砂5 20 16	区立亀高小学校正門横
45 - 3	北砂5-20-17	区立第四砂町中学校南側
45 - 4	北砂5 20	UR都市機構 北砂五丁目団地7号棟西側植込み
45 - 5	北砂5 20	UR都市機構 北砂五丁目団地2号棟東側植込み
45 - 6	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地4号棟北側植込み
45 - 7	北砂5 20	UR都市機構 北砂五丁目団地5号棟東側植込み
45 - 8	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地4号棟東側植込み
46 - 1	北砂6 16 28	区立砂町中学校南側
46 - 2	北砂6 19	区立仙台堀川公園緑道南東側
46 - 3	北砂6-20	区立仙台堀川公園ゲートボール場東側植込み
46 - 4	北砂6-26-6	区立第六砂町小学校裏門横
46 - 5	北砂6 26	区立仙台堀川公園ワンダフル広場植込み
46 - 6	北砂6-26-8	区立亀高公園東側
46 - 7	北砂6 27 24	森工業(株)垣根

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
47 - 1	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート22号棟東側
47 - 2	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート13号棟南側
47 - 3	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート集会所東側
47 - 4	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート16号棟南側
47 - 5	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート1号棟南側
47 - 6	東砂2-6-5	都営東砂二丁目第3アパート5号棟西側
47 - 7	東砂2-12-14	区立東砂小学校東側
47 - 8	東砂2-12-14	区立東砂小学校西側
48 - 1	東砂1-2	区立東砂一丁目公園南西側
48 - 2	東砂1-2-1	都営東砂一丁目アパート1号棟西側
48 - 3	東砂3-16	区立東砂三丁目公園北側
48 - 4	東砂1-5-3	区立東砂第三保育園東側
48 - 5	東砂3-17-17	区立東砂三丁目第二公園南側
48 - 6	東砂3-19-5	区立東砂三丁目第2児童遊園北側
48 - 7	東砂3-12	区立東砂三丁目児童遊園北東側
48 - 8	東砂3-21-5	区立第七砂町小学校正門東側
49 - 1	東砂4-20-20	区立城東公園北側駐輪場鉄柵
49 - 2	東砂4-20-20	区立城東公園西側植込み
49 - 3	東砂4-20-2	愛和病院南側鉄柵
49 - 4	北砂7-7-1	UR都市機構 北砂7丁目団地正面植込み
49 - 5	北砂7-2-30	区立北砂七丁目児童遊園南側植込み
49 - 6	東砂5-6-12	日本ウナリング(株)平和工場北側塀
49 - 7	東砂5-10	東砂五丁目ハイツ4号棟前公園
49 - 8	北砂7-9	区立仙台堀川公園入口植込み
50 - 1	南砂1-3-18	区立南砂一丁目第二公園東側
50 - 2	南砂1-2-18	区立第二南砂中学校東側鉄柵
50 - 3	南砂1-2-18	区立第二南砂中学校南側
50 - 4	南砂1-16-8	東江運輸(株)駐市場南側
50 - 5	南砂1-1-6	区立南砂一丁目公園
50 - 6	南砂1-1先	区立仙台堀川公園
50 - 7	南砂2-13-18	区立第四砂町小学校北側
50 - 8	南砂2-24	区立南砂二丁目公園西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
51 - 1	南砂5-24光	区立仙台堀川公園内砂町魚釣場北側フェンス
51 - 2	南砂5-24	都営南砂五丁目アパート9号棟東側植込み
51 - 3	南砂5-19-13	区立金森公園北側
51 - 4	南砂5-19	区立仙台堀川公園内広場
51 - 5	南砂4-4	区立南砂四丁目公園南東側柵
51 - 6	南砂6-5-7	区立南砂六丁目公園南側鉄柵
51 - 7	南砂4-3-21	区立南砂四丁目西公園
51 - 8	南砂6-7-52	区立江東図書館前
52 - 1	東砂7-17-30	区立第二砂町小学校東側
52 - 2	東砂7-18	区立仙台堀川公園植込み
52 - 3	東砂7-15-3	区立砂町公園南側植込み
52 - 4	東砂7-19-24	都立東高等学校正門横植込み
52 - 5	東砂7-13-10	都営東砂七丁目アパート10号棟北側
52 - 6	東砂7-13-9	都営東砂七丁目アパート9号棟南側鉄柵
52 - 7	東砂7-19	区立仙台堀川公園南東側塀(柵)
53 - 1	南砂2-3-20	区立南砂中学校北側
53 - 2	南砂2-3-20	区立南砂中学校西側
53 - 3	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅テニスコート金網
53 - 4	南砂2-3-21	区立南砂小学校体育館東側
53 - 5	南砂2-3-13	区立数矢小学校(仮校舎)西側
53 - 6	南砂2-3-21	区立南砂小学校東側
53 - 7	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅7号棟南側植込み
53 - 8	南砂2-3-23	区立南砂二丁目南公園南側
53 - 9	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅1号棟南側植込み
54 - 1	南砂3-11	都営南砂三丁目アパート12号棟横集会所東側
54 - 2	南砂3-14	区立南砂三丁目公園内グラウンド東側植込み
54 - 3	南砂3-10-3	区立第三砂町中学校正門横
54 - 4	南砂3-14-21	区立南砂三丁目公園東側
54 - 5	南砂7-14-18	富賀岡八幡宮南側石垣
54 - 6	南砂3-2	都営南砂三丁目第三アパート西側鉄柵
54 - 7	新砂3-3-47	区立新砂のぞみ公園南側植込み
54 - 8	新砂3-3	都営新砂三丁目アパート駐車場植込み

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
55 - 1	東砂7-5-27	区立第五砂町幼稚園北側金網
55 - 2	東砂7-5-17	区立東砂七丁目児童遊園西側鉄柵
55 - 3	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校北側鉄柵
55 - 4	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校東側鉄柵
55 - 5	東砂8-24	区立東砂八丁目公園
55 - 6	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校南側鉄柵
55 - 7	東砂8-11-5	区立第五砂町小学校東側フェンス
55 - 8	新砂3-4-1	区立新砂めぐみ公園南側植込み
56 - 1	有明1-7-13	区立有明西学園東側
56 - 2	有明1-4-11	ブリリアマーレ有明南側植込み
56 - 3	有明1-7-13	区立有明西学園西側
56 - 4	有明2-3-5	江東区有明スポーツセンター北側
56 - 5	有明2-3-5	江東区有明スポーツセンター東側
57 - 1	豊洲2-1-9	豊洲4-2街区計画仮囲い(晴海通り側)
57 - 2	豊洲2-3	区立豊洲公園東側植込み
57 - 3	豊洲2-3	区立豊洲公園南側
57 - 4	豊洲5-3	都営豊洲五丁目アパート東側植込み
57 - 5	豊洲5-1-35	区立豊洲西小学校北東側
57 - 6	豊洲6-2-1	区立豊洲六丁目第二公園
57 - 7	豊洲6-2-35	区立豊洲六丁目公園

告 示 （ 監 ）

◎江東区監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第9項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令第1号）第17条の規定に基づき、令和3年度第4回定期財務監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和4年5月16日

江東区監査委員	松 土 英 男
同	藏 田 朝 彦
同	佐 藤 信 夫
同	甚 島 ゆずる

〔別紙〕

- 令和2年度第4回定期財務監査報告書
- 第1 監査の範囲
- 1 監査の対象事項
- 令和元、2及び3年度における小学校、中学校及び幼稚園（以下「学校（園）」という。）の財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について監査を実施した。
- なお、本年度は、「備品管理事務」を重点監査項目とした。
- 2 監査の対象施設
- (1) 小学校（14校）
- 深川、臨海、越中島、元加賀、枝川、第一亀戸、香取、第二大島、大島南央、砂町、第三砂町、第五砂町、東砂、亀高
- (2) 中学校（8校）
- 深川第一、深川第三、深川第四、深川第七、第三亀戸、大島西、第三砂町、第二南砂
- (3) 幼稚園（7園）
- 元加賀、枝川、ちどり、第一亀戸、大島、もみじ、第五砂町
- 3 監査の実施期日
- 令和4年1月13日から同年2月22日までのうち21日間
- 第2 監査の手続
- 監査対象施設の概要及び歳出予算の執行状況等の関係資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。
- 第3 監査の結果
- 監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、概ね適正かつ効率的に執行又は処理されていると認められ、また重点監査項目の備品管理事務についても、特に指摘する事項はないが、一部において不適正な事例があったので別項で意見を付す。
- なお、監査の際に散見された事務上の軽微

な誤りについては、各学校（園）及び関係部署に対し、口頭で改善を促した。

第4 監査委員意見

1 小学校における会計事務の執行体制について

今回の小学校の監査において、令和2年度の移動教室代替事業の実施にあたって必要な経費である宿泊・入場料及び運搬料を、教員が一時的に私費により立て替えていたほか、前渡金の精算処理も遅延していた事例があった。この不適正な会計事務は、教育委員会事務局から報告を受けた会計管理室の指導（通知）により、当該校において精算処理を行ったが、支出年度を超えた未精算金が監査当日現在（令和4年2月17日）発生していた。

これは、学校事務職員が前渡金に関する現金の動きを正確に現金出納簿へ記録をしておらず、適切に現金管理を行っていなかったこと、教員が私費による立替払いが認められていないことを認識していなかったこと、学校事務職員と教員との間で情報共有が不十分であったことが要因と史料される。

また、他の複数の小学校においても、現金出納簿の管理などの不適正な会計事務が確認された。

令和元、2年度の定期財務監査報告書においても、小学校における会計事務の改善を求める意見を付した。これを踏まえ教育委員会事務局では、令和3年度に横断的な検討委員会を設置し、事務の適正化の定着に向けた会計事務チェックの体制強化、事務職員や管理職向けの研修実施等に取り組んでいるとの報告を受けている。

不適正な会計処理が発生する要因としては、小学校での学校事務職員の配置はごく一部の学校を除いて一名であり、会計事務への認識不足や組織的なチェック体制の不備と史料される。事務の適正化に向けた教育委員会事務局の取り組みは、小学校において適正な会計事務を執行するための大変重要な支援となるものであり、この取り組みを今後も継続されるとともに、組織体制の点検、内部統制体制の整備についても検討を進められたい。

2 毒物及び劇物の保管・管理について

毒物及び劇物の保管・管理については、以前より定期財務監査報告書において、管理等の改善に向けた意見を付してきたところである。今回の監査において、保管・管理体制が不十分な学校もあったが、多くの学校では改善が図られていることが確認された。

引き続き、教育委員会事務局による適正管理に向けた指導を継続されたい。

3 備品の管理について

今年度は、備品管理事務を重点監査項目と

して監査を実施した。その結果多くの学校において適正に管理されていることを確認したが、一部の学校(園)においては、以下のようない不適正な管理を行っている事例が見られた。

- (1) 備品台帳に登録された備品の取得日が、当該備品の納品後に行われた検査の完了日と齟齬があった事例
- (2) 廃棄の手続きを行ったものの実際には廃棄はされずに現物が残っている事例物品は、財産のひとつであり、その目的に沿った効率的な利用と管理が必要である。そのため、江東区物品管理規則に物品の取得から保管や処分までの手続きが定められ、同規則により財務会計システムの記録事項と供用備品との照合や年 1 回以上の自己検査等が義務づけられている。備品管理の概要や備品登録等のマニュアルを纏めた物品名鑑等を活用しつつ、自己検査等の徹底を図られるとともに、適正な備品の管理を行われたい。

区 議 会

◎区議会議決事項(令和 4 年第 1 回臨時会)

5 月 2 4 日、会期 1 日で開会した令和 4 年第 1 回江東区議会臨時会において、別記の事項を議決した。

1 選任の同意(区長提出)

議案第 3 1 号 江東区監査委員選任同意方
について

中 嶋 雅 樹
白 岩 忠 夫
(5 月 2 4 日同意)

2 議案(議員提出)

議案第 6 号 オリンピック・パラリンピック
推進特別委員会の廃止について

議案第 7 号 防災・まちづくり・交通対策特
別委員会の廃止について

議案第 8 号 高齢者支援・介護保険制度特別
委員会の廃止について

議案第 9 号 地下鉄 8 号線延伸・交通対策推
進についての特別委員会の設置
について

議案第 1 0 号 防災・まちづくり対策につ
いての特別委員会の設置につ
いて

議案第 1 1 号 医療・介護・高齢者支援につ
いての特別委員会の設置につ
いて

(以上 5 月 2 4 日原案可決)

3 その他の議決事項等

常任委員会委員の選任について

議会運営委員会委員の選任について

(以上 5 月 2 4 日選任)

清掃港湾・臨海部対策特別委員会委員の辞任
許可及び選任について

(5 月 2 4 日許可及び選任)

議長辞職許可について

副議長辞職許可について

(5 月 2 4 日許可)

議長選挙 山 本 香代子(当選)

副議長選挙 石 川 邦 夫(当選)

(以上 5 月 2 4 日選挙)